

旧	新
<p>(工事工程表及び請負代金内訳書)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>— (新設)</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(工事工程表及び請負代金内訳書)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</u></p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>(下請負人の健康保険等加入義務等)</u></p> <p><u>第8条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。</u></p> <p><u>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出</u></p> <p><u>(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出</u></p> <p><u>(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出しなければならない。</u></p>